

## 【認定情報】 審査期間

認定審査期間の実績(H27.7月～9月)

	標準期間	実績
新規	2ヶ月	38日～41日 (1.5ヶ月程度)
新規 (特定天井あり※1)	2.5ヶ月	77日 (2.5ヶ月程度)
計画変更	1.5ヶ月	—
計画変更 (特定天井あり※1)	2ヶ月	—
軽微な変更	1ヶ月	13日※2～33日 (1ヶ月程度)

—は該当期間内での実績なしを示す

※1

特定天井がある場合は「通常の審査期間 + 0.5ヶ月」を目安としてください。

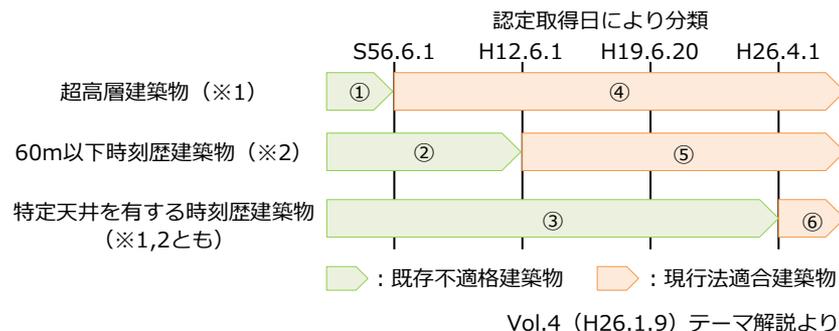
※2

変更が1項目の場合に、2週間程度 (13日) で交付された実績があります。

概ね標準期間となっております。

## 【解説】 既設の特定天井の取扱い

時刻歴建築物は原則、現行法適合建築物として取扱われますが、下図の①の期間に認定を取得した超高層建築物、②の期間に認定を取得した60m以下時刻歴建築物、③の期間に認定を取得した特定天井を有する時刻歴建築物は既存不適格建築物となります。なお、④～⑥の期間に認定を取得した建築物は現行法適合です。



### ○特定天井の既存不適格を解消するには

#### 1. 検証方法

いずれかのルート(仕様・計算・認定)により検証

#### 2. 落下防止措置による対応

原則、落下防止措置は認められておりません。ただし、業務方法書に規定されている通り、60m以下の時刻歴建築物においては適用可能です。

#### 3. 確認申請の要否

改修にあわせて、増築、大規模の修繕、大規模の模様替を行う場合、確認申請(大臣認定を含む)が必要となります。ただし、天井の改修だけの場合は不要です。

【解説】 : お問合せの多い事項について紹介していきます。



## 【お知らせ】大臣認定申請時の確認事項

### 1.技術図書に必要な記載事項について

必要な検討事項はチェックリスト (Vol.12) として既にお伝えしていますが、記載漏れがよくある以下の項目 ( a. ~c. ) にご注意ください。

#### a.免震材料ごとのエネルギー吸収率

図1のように、各免震材料ごとのエネルギー吸収率を示してください。

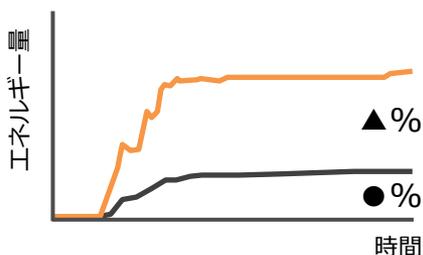


図1 免震層のエネルギー吸収率

#### b.免震建築物の残留変位

地震時、風荷重時レベル1、レベル2それぞれの最大変位、残留変位、24時間経過後の残留変位を示してください。(1週間以上経過した場合の値は認められません。)

残留変位が維持管理値を超えた場合の処置についても、あわせて記載してください。

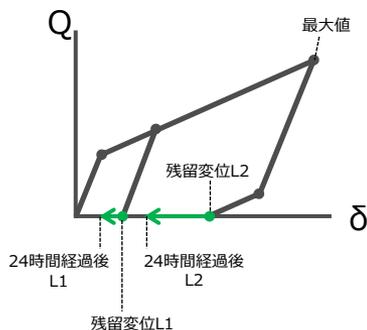


図2 風荷重時の残留変位

#### c.レベル2地震時の余裕度の検討

レベル2地震動に対して最もクリティカルとなるもの(変形、免震材料の限界変形、部材応力など)を記載し、地震動の振幅を増大させた応答解析により余裕度を確認してください。

##### 記載例 ◇レベル2地震時の余裕度の検討

レベル2地震時の免震層の最大水平変位は600mmであり、目標値650mmに対する余裕度は1.2となっている。

### 2.認定申請時に必要な押印書類について

□内の書類は、今後、GBRCで必要事項を記載の上、報告委員会の開催案内時に書式を送付します(新規案件のみ)。申請時にこれらの書類を押印し、ご提出ください。

- ・認定申請書
  - ・委任状
  - ・代理申請依頼書

⇒ GBRCで作成後  
連絡担当者へ送付

上記書類と性能評価書の申請者名・案件名は、スペースの有無、全角半角も含めて一致している必要があります。錯誤を防ぐためGBRCで作成します。手書き修正が認められない場合がありますので、自社で作成される際にはご注意ください。

#### 【編集後記】

秋といえばスポーツの秋と言いたいところですが、運動不足の私は、先月より掲げた1日1万歩の目標がなかなか達成できておりません。ラグビー日本代表の活躍や、フィギュアスケート浅田選手の復帰などスポーツ界は盛り上がりがありますが、私は運動を諦め、食欲の秋を満喫しております。先日、田舎の母より栗が届き、最近はこの栗の渋皮煮を1日1粒食べることがささやかな楽しみとなっております。週末は3連休となりますが、梨狩りやぶどう狩りなどに出かけるのもよさそうですね。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評定センター 性能評定課  
担当：岩佐、野村、山崎  
TEL：06(6966)7600 FAX：06(6966)7680  
E-mail：seinou@gbrc.or.jp